

おしらせHOTコーナー

交通事故被害者の家族への援護一時金

県内在住の交通遺児などを対象に、援護一時金を給付しています。
 対県内在住で令和5年4月1日以降に交通遺児などとなった方(交通遺児などになった日現在18歳以下)
給付額 1人あたり10万円(1回のみ)
給付時期 11月または令和7年5月
 対11月給付分は8月30日まで、令和7年5月給付分は令和7年2月28日までに、申請書類(市役所または各学校で入手)に必要な書類を添えてみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063さいたま市浦和区高砂2-12-10、☎048-822-0191)へ
 問県防犯・交通安全課☎048-830-2955

講師 小本曾伸さん(人事労務コンサルタント)
定40人(申込順)
費無料
申窓口、電話またはファクスで商工観光課(☎274)へ

流域治水シンポジウム2024

日8月26日(月) 午後2時~5時
場越谷市中央市民会館
内中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトについての講演など
費無料
 詳しくは、国土交通省江戸川河川事務所ホームページをご覧ください。

問建設管理課☎326

第30回八潮市民レクリエーション大会

日9月1日(日) 午前9時~正午
場エイトアリーナ、鶴ヶ曾根運動広場など
内フォークダンス、ソフトバレーボール、グラウンド・ゴルフ、ローンボウルズ、ウォークラリー、さいかつぼーる、ユニバーサルスポーツなど

持運動靴
費無料
 問スポーツ振興課☎390

フレイルチェック測定会

日9月12日(木) 午後2時~4時

場りらーと八条公民館
対市内在住の65歳以上の方
内健康状態の確認、筋肉量などの測定およびフレイル予防についての講座
定20人(申込順)
費無料
申8月15日から、電話で北部地域包括支援センターやしお寿苑(☎930-5123)へ

第5期生フレイルサポーター養成講座

日10月1日(火)・3日(木)(全2回)
 午前10時~午後4時
場市役所多目的室
対市内在住で2日間の養成講座を受講できる方、養成講座終了後にフレイルサポーターの活動に参加できる方
内フレイルサポーターとして必要な研修
定15人(申込順)
費無料
申8月14日から、窓口または電話で長寿介護課(☎408)へ

青少年育成八潮市民講演会・家庭教育学級合同講演会

日9月26日(木) 午前10時~11時30分(午前9時45分開場)
場八潮メセナホール
内「子どものやる気の引き出し方~【声かけ×仕組み化】で変わる!」
講師 石田勝紀さん((一社)教育デザインラボ代表理事)
定500人(申込順)
費無料

対電話または電子メールで青少年育成八潮市民会議事務局(社会教育課内☎365、✉shakai_kyoiku@city.yashio.lg.jp)へ
 申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

保育士就職フェア

保育士向けの就職フェアを開催します。保育所のほか放課後児童クラブなども出展予定です。ご興味がある方は、ぜひご来場ください。
大宮会場
日8月31日(土)、9月1日(日) 午後0時45分~4時
場ソニックシティビル第1展示場
越谷会場
日9月21日(土) 午後0時45分~4時
場サンシティホールポルティコホール
問県こども支援課☎048-830-3349

上級救命講習

日9月7日(土) 午前9時~午後6時
場八潮消防署
対八潮市または草加市に在住・在勤・在学の中学生以上
内成人・小児・乳児の救命に必要な応急手当て(心肺蘇生法、AEDの取り扱い、異物除去法など)
定20人(申し込み多数の場合、抽選)
費無料
申8月20日までに、右の申込フォームまたは電話で八潮消防署(☎998-0119)へ



イベント

埼玉県労働セミナー

日8月22日(木) 午後6時30分~8時
場八潮メセナ会議室
内労働法の基礎セミナー~労働契約について~

人権をねは愛

個性が輝く社会の実現にむけて

問社会教育課☎365、人権・男女共同参画課☎811

パリ2024パラリンピック競技大会が、2024年8月28日から9月8日までの12日間にわたり、開催されます。前回の東京2020パラリンピック競技大会で日本は、史上最多となる51個のメダルを獲得し、多くの人に感動をもたらしました。

パラリンピックの始まりは、ロードウィッチ・グットマン博士の指導により1948年にロンドン郊外にあるストーク・マンデビル病院で行われた入院患者によるスポーツ競技会で、第二次世界大戦において障がいを負った兵士のリハビリが目的でした。この大会が原点となり、1960年には、ローマオリンピックと同じ会場で開催される大会にまで発展しました。

さまざまな障がいのあるアスリートたちが限界に挑むパラリンピックは、誰もが個性や能力を發揮し活躍できる公正な機会が与えられている場です。パラリンピックをきっかけに、一人ひとりがさまざまな個性を持ったかけがえのない存在として、生きがいを持って暮らせる社会の実現について考えてみませんか。

県では、8月を「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」として定めています。

屋外広告物の適正な管理に努めましょう

国では、全国的に9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

問都市計画課☎346

表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。屋外広告物の安全対策を推進するために、定期的に点検し適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは違反広告物です。市では定期的に撤去を実施しているほか、市民ボランティア団体(現在6団体が登録)でも実施しています。活動にご協力いただける方は都市計画課へご連絡ください。

